Team Lux presents:

IPLux（アイピー・ルクス）

2019.4
Vol.14

TOPICS

1.ご挨拶
2.新たな中小企業向け料金減免制度
3.知財総合支援窓口を活用しましょう
4.折りたたみスマホ（続報）
5.海外知財制度改正情報

◇ ご挨拶

IPLuxを発刊して四度目の春がやってきました。早いもので、来年は東京オリンピック2020が開催されます。東京では国立競技場や選手村等々着々と準備が進んでいます。今年は改元も控えています。更には、世界情勢が目まぐるしく変化しています。そのような中、新たな時代の幕開けに資する有意義な知財情報を届けて参ります。

◇ 新たな中小企業向け料金減免制度

特許庁は、本年４月１日から新たな中小企業等向けの新減免制度をスタートしました。以下に多くの中小企業等が関係する特許に関する概要を表に纏めましたのでご参照下さい。

この他、組合・NPO法人、研究開発型中小企業、大学等を対象者とする軽減制度、実用新案において、個人を対象にした１／２軽減制度があります。これら軽減制度を活用し、自己の知的財産戦略を推進することをお薦め致します。詳細は、特許庁HPにおいご確認下さい。

2019 年4月1日以降に審査請求

区　分		減免対象者要件	軽減内容	
			審査請求料	特許料 1～10年
中小企業・個人事業主		製造業等：資本金3億円以下＆従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下＆従業員100人以下 サービス業：資本金5千万円以下＆従業員100人以下 小売業：資本金5千万円以下＆従業員100人以下 他	1／2	
	小規模	製造業等：従業員20人以下 商業・サービス業：従業員5人以下	1／3	
	ベンチャー	設立後10年未満＆資本金3億円未満		

and

大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと。支配されていないとはア及びイを満たすこと。
ア. 単独の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。
イ. 複数の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

※1：従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」。会社役員は含まず。原則、アルバイト、2ヶ月以内の雇用者、4ヶ月以内の季節雇用者は除かれる。
※2：個人事業主とは、税務署に開業届を提出している個人です（所得税法第229条第1項（開業等の届出））。

詳しくは、下記にて御確認下さい。　出所：特許庁HPより抜粋
https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi/document/genmen20190401/02_01.pdf

◇ 知財総合支援窓口を活用しましょう

知財総合支援窓口※1をご存知ですか？独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が設けている中小企業向けの知財相談窓口で全国47都道府県に設置されています。

中小企業、個人の方であればだれでも無料で相談でき（電話、対面）、相談内容に応じて弁理士、弁護士、中小企業診断士等の専門家が対応します。

出願や調査等の一般的な知財に関する相談以外にも、社内の知財管理体制、職務発明の規定、あるいは知財に関する補助金に関する相談等、知財に関するなんでも相談窓口です。

一般的な無料相談と違い、個別の事案ごとに何が問題なのかを把握した上で、その問題に適した専門家が対応してくれるため、誰に相談したらよいのかわからないケースでは非常に有用だと思います。

但し、注意していただきたいのは、出願の代理、契約書の作成等個別事案の依頼はできない点です。これらの具体的な事案については個別に弁理士や弁護士へ依頼しなければなりません。

また、あくまでも無料相談なので相談内容について各専門家は法的責任は負わないことになっています。

以上の点から、この窓口の有効な活用方法としては、まず、自社にはどんな知財的な問題があり、誰に相談すべきなのか、さらに、どんな解決法があるのか等を知るための『知財戦略の地図』としての活用ではないでしょうか。

中小企業では知財専門部門を配置することが難しい、あるいは人数が割けないことが多いため、是非このような窓口を上手に活用して低コストで効果的な知財戦略を策定してください。

※1　知財総合支援窓口リンク
https://chizai-portal.inpit.go.jp/

◇ 折りたたみスマホ（続報）

IP Lux Vol. 12 2018年秋号で、「折りたたみ型スマホの動向」をご紹介しましたが、今年２月、スペインで開催された携帯機器の見本市、Mobile World Congress（MWC）2019で、いよいよ製品が発表されました。サムソンの「Galaxy Fold」と、ファーウェイの「Mate X」です。ところが世界初はそれよりも早い昨年１１月に発表された、中国メーカRoyoleの「FlexPai」でした。（参考：engadget日本版2018.11.1）

これを機にもう一度、折りたたみスマホ関連の特許を調べてみました。

〔中国メーカRoyoleの特許〕

CN105518567A

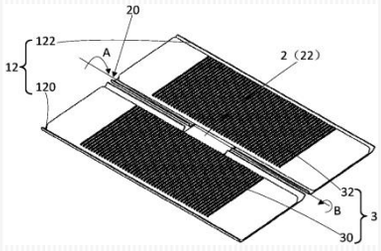

CN105492991A

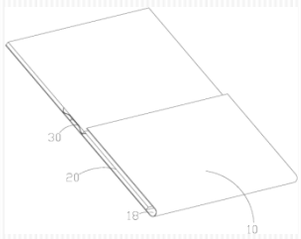

〔サムソンの特許〕

US2017/0346164
（KR1020170133952）

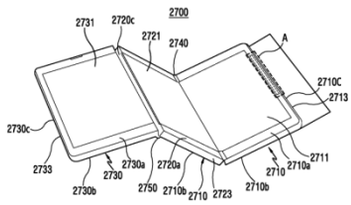

〔ファーウェイの特許〕

US2019/0032380
（CN108076171）

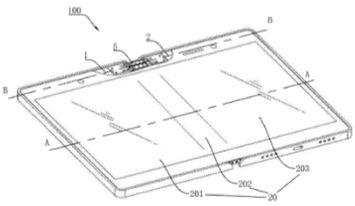

〔アップルの特許〕

US9504170

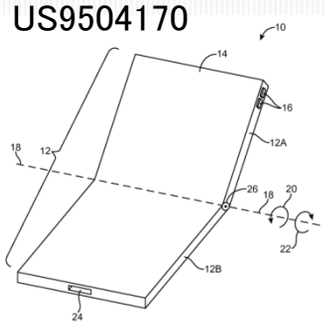

US2018/0217639

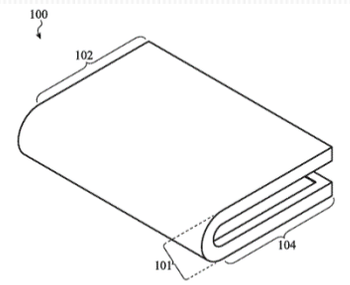

アップルからは、まだ外国出願もなく、急いで追いかけるようには感じられません。

今後も特許から動向を見ていこうと思います。

◇ 海外知財制度改正情報

《米国》

◆ 米国特許商標庁（USPTO）、特許法第101条の審査ガイダンスを公表（速報版）。＊1）

◇抽象的アイディアの明確化：「数学的概念」、「人間の活動を体系化する方法」、「精神的プロセス」に類型化

◇クレーム発明に特許適格性が認められない法的例外についての審査手法の説明

《中国》

◆中国国務院が「国務院が一部の行政法規を改正することに関する決定（国務院令第709条、2019年3月2日付）」を公布。＊2） 技術輸出入管理条例」の改正により、外国関連技術契約も国内技術契約と同様な法律適用となった。

《香港》 特になし

詳細はリンクをご覧ください。

《欧州》

◆英国知的財産庁（UKIPO）が、知的財産と英国のEU離脱に関するガイダンス文書を01/16に公表。＊3） なお、当該内容が最終決定ではない。

◇商標、意匠：保護制度はEU離脱という英国の決定にはほとんど影響されないとされる。

◇特許：欧州特許協力条約による現在の欧州特許制度には影響しない。EU離脱後も、統一特許裁判所および単一特許制度には留まることを意図。

《韓国》

◆懲罰的損害賠償制度の導入＊4） 故意の侵害に対する最大3倍の賠償責任を負わせる特許法、不正競争防止法改正（2019年6月）

◆商標法施行規則一部改正令(案)立法予告＊5） 02/25に公表。代理人選任、外国人確認に必要な証明書類提出の改善などが改正予定。

＊1） https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190108.pdf
＊2） 北京林達劉知識産権代理事務所 IPニュース速報（2019年05号）
＊3） https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2019/20190125.pdf
＊4） https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2018/181210.html
＊5） https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/law_amendments/2019/190225_gazatte_mark_b.html

お問い合わせ先

お陰様をもちまして、開業から2年を無事に経過することができました。
これまでの皆さまのご厚情に深く感謝申し上げます。
今月（2019年4月）から3年目に入りました。より一層の研鑽を積み、発明を大切にするサポートを心がけて参ります。
今後とも、ご指導・ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

英究特許事務所
弁理士 **小島 浩嗣**

MAIL: kojima@aq-patent.com
TEL: 03 (6869) 2686
TEL/FAX: 04 (2935) 3214 (所沢サイト)
URL: http://www.aq-patent.com

※本ニュースレターは、有志の弁理士グループ『Team Lux(チーム・ルクス)』（本谷、井澤、藁科、小島）が旬の知財情報の中から、企業の皆さまの知財業務に役立つ情報をピックアップして提供させていただいております。尚、内容についてのご質問、お問合せは、『Team Lux(チーム・ルクス)』のメンバーである配布責任者までお願いいたします。

※ニュースレター『IPLux(アイピー・ルクス)』の名称について
「Lux（ルクス）」はラテン語で「光」の意味です。本ニュースレターが、皆様にとって知的財産（IP; Intellectual Property)に関する一筋の道、一筋の光となるように命名しました。末永くご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。